

区民税所得割額の確認方法

保育料階層を確認するための所得割額は、下記帳票サンプルのA欄「税額控除前所得割額」またはB欄「算出所得割額」をご覧ください。

厳密にはA欄「税額控除前所得割額」またはB欄「算出所得割額」から調整控除額が控除されますが、概ね階層を決定する所得割額に近い額であるため、参考に階層を確認することが可能です。

なお、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等は、階層を決定する所得割額から控除されませんのでご注意ください。

1 会社員等（区民税（住民税）が給与天引きの方）

所得				所得控除				税				納付額																					
給与収入 その他の所得	主たる給与 以外の合算 所得区分	所得区分	所得金額	控除 種別	控除 金額	控除 種別	控除 金額	特別 区民 税	税額 控除前 所得割額①	税額 控除額②	所得 割額③	均等 割額④	特別 徴収 税額⑤	控除 不足 額⑥	既 充 当 額⑦	既 納 付 額⑧	前 引 納 付 額⑨⑩⑪⑫	変 更 前 税 額⑬	増 減 額⑭⑮⑯	変 更 月	月	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分

2 自営業者等（口座振込や納付書等で住民税を納付している方）



8. 税額の計算

区 分	前回通知の額 (円)		今回通知の額 (円)	
	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
① 算出所得割額			B	
② 税額控除				
③ 税額控除後所得割額 (1-2)				
④ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額				

特記事項

- 1 父母の区民税所得割額の合計額を階層に当てはめます。
同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、当該祖父母等（家計の主宰者）の課税額を含めて階層判定を行うことになります。
- 2 課税（非課税）証明書でも所得割額が確認できますが、証明書の発行には手数料がかかります。
- 3 未申告の場合は課税自治体の税務課で税の申告を行ってください。収入がない場合もその旨の申告が必要です。
- 4 墨田区以外の自治体で課税されている場合は、様式や記載内容等が異なる可能性がありますので、詳細は課税元の区市町村にお問合せください。